

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基 本 方 針

平成22年3月  
奈 良 県

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 本県農業の現状と方向

奈良県では、恵まれた気象条件や高い土地生産力を活かして、古くから農業が発達してきた。奈良盆地では、雨が少ないことから多くのため池が作られ、今でも大小あわせて6000余りのため池が残っている。江戸時代に入ると、農業用水の不足に対応して、米の他に棉や菜種、たばこ等の商品作物が盛んに栽培され、水田を利用した畑作が発展し「田畑輪換」と呼ばれる営農形態が確立されていた。

近年では、京阪神大消費地への至近性を活かしながら高度な栽培技術を駆使して、稲作の他、野菜・果樹・茶・畜産等の収益性の高い多様な農業が展開されており、地域の基幹的産業として位置付けられるとともに、県土・環境の保全、農村景観、伝統文化の継承等、生産以外の面でも重要な役割をはたしている。さらに最近では消費者の安全・安心・新鮮な農産物に対する需要の高まりに対応して、朝市・直売所等を拠点とした地産地消の活動も各地で盛んとなっており、地域の農業の活性化に寄与している。

農業生産基盤整備については、吉野川分水をはじめ、ダムやため池整備による農業用水の確保、用排水路・農道・圃場の整備、農地開発等を推進してきたが、今後は営農形態の変化や経営規模の拡大に伴う、水利施設の整備を図るとともに、担い手農家への土地利用集積を図るため、ほ場整備等の生産基盤整備をより一層推進していく。

また、耕作放棄地の発生防止と活用等を目指し、営農が維持できる適切な水管理、農地の管理等、営農条件整備を進めるため、地域の実情、ニーズに応じた小規模な基盤整備を推進していく。

このような農業生産は標高・気温・農地の傾斜度といった自然条件を積極的に活かす形で地域ごとに特徴ある農業が展開されているが、これを大別して次の3地域に区分する。

- ①おおむね標高100m以下の奈良盆地を中心とした「大和平野地域」では、米をベースに、野菜や花きの収益性の高い集約的農業が盛んに行われている。また一部では米や麦を基幹作物とする土地利用型の大規模経営を行う組織や個人も現れ始めている。
- ②県の北東部を占め、なだらかな山地が広がる「大和高原地域」では、国営で開発された農地を中心に夏期冷涼な気象条件を活かした高原野菜や茶の生産が盛んであり、畜産や植木栽培も行われている。また、水田基盤整備の進んだ地域においては、集落営農への動きも見られる。
- ③本県の南半分を占め、大部分が山岳地帯である「五條吉野地域」では、北部の国営開発農地を中心にカキやウメなどの果樹栽培が盛んであり、カキは全国屈指の産地となっている。一方、南部では、ワサビ、山菜、キノコなど地域の特性を活かした特産物の生産が行われている。

### 2 農業構造面の特徴と課題

本県農業は、都市近郊の有利性を活かして、野菜・果樹・花卉・茶・畜産等の土地生産性の高い農業が発展してきたこと、また一戸あたりの経営規模が狭小で、農家に農地の資産的保有意識が強いため、農地の流動化が進みにくい背景があったこと、さらに高齢化と兼業化、後継者の減少が一層進んでいる中で、農業構造については、農家の大半が零細経営の副業的農家で占められ、専門的な担い手が園芸作物や茶・畜産部門に特化し、土地利用型農業については非常に少ない状況である。

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄地は増加しており、周辺優良農地に及ぼす悪影響や担い手への農用地利用集積の障害となるばかりでなく、奈良らしい農村景観を悪化させている。

このような状況をうけて、耕作放棄地の解消・活用や地域農業の維持・活性化を図るためにも、地域のリーダーとなる専門的な担い手を育成・確保するとともに、兼業・高齢・女性等の多様な農業の担い手の参画、および、集落営農組織を含めた土地利用型農業の担い手の育成が急務となっている。

### 3 基本的な推進方向

このような問題に対処し、今後も農業を基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営のめざすべき目標を明らかにし、その実現に向けて施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、本県では、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する、耕作放棄地も含めた農用地の利用の集積、これらの農業者の経営の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である等地域の実情に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にすることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、地域の他産業従事者と均衡する年間労働時間(主たる従事者1人あたりおおむね2,000時間)の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人あたりの年間農業所得おおむね430万円)を確保することができるような農業経営を育成するとともに、兼業農家等多様な担い手の役割を明確にしながら、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、労働集約型農業については、経営のより一層の発展を図るため、高収益作物等の導入及び産地化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。一方、土地利用型農業については、経営規模拡大と経営の効率化を図るため、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、利用権の設定及び農作業の受委託の積極的な促進を図るとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化、および地域の実情にあった規模の区画整理の推進を行う。

特に、主たる担い手が明確でない地域の土地利用型農業においては、集落における合意を基本に、農地や地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面で、高齢者や女性の役割を明確にし、兼業農家が相互にメリットを享受できるよう連携協力して取り組む集落営農組織を育成する。さらに、このような集落営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものとして、特定農業団体の育成を図る。

農村における女性は、県内の農業就業人口の約6割を占め農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

女性農業者や高齢農業者、兼業農家が中心となって最近盛んになってきている農産物の加工や直売といった地産地消の活動については、地域農業の活性化や女性の地位向上、高齢者の生きがいづくりといった多面的な効果が期待でき、さらには遊休農地等の発生防止にもつながるものとして、今後とも直売施設の整備や組織育成に対する支援等により、積極的に推進していく。

その他、新規参入、農外企業の参入、雇用就農等多様な担い手による農業を推進し、農地法第3条2項5号に規定する農業委員会が定める別段面積を積極的に活用する等により農地の有効利用の確保を図る。

(地域別には)

(1) 大和平野地域

この地域の平坦部では、野菜、花き園芸が主体となり、少数ではあるが水稻を主幹とする土地利用型農業も展開されている。山麓傾斜地においては、茶や花き、果樹、野菜、畜産等の各部門にわたる多様な農業が定着している。

集約型農業においては、主幹部門の規模拡大及び経営体質の強化を促進し生産性の向上・低コスト化を図る。

また、都市近郊の特性を生かして、直売や観光農業など都市住民との交流による農業の展開も積極的に図るものとする。

一方、土地利用型農業については、集落における合意を基本として農地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業を育成する。

また、主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら、農地の流動化や作業受委託等により担い手の確保・育成も行う集落営農を推進する。

そして、それぞれの経営の熟度に応じて特定農業団体ならびに法人への移行を誘導する。

(2) 大和高原地域

この地域は比較的ほ場整備が進み、中山間地域の夏季冷涼な気象条件を生かして、水稻を基礎部門としながら国営開発農地を中心に茶、野菜、花き花木類、畜産等の高能率、高品質生産農業が展開されている。

集約型農業においては、高収益、高付加価値作目の積極的な導入も視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を生かした都市農村交流活動など、新しい農業分野の開拓を進めていく。

土地利用型農業については、集落における合意を基本として農地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業を育成し、それら経営の熟度に応じて法人化への移行を誘導する。

土地利用型農業の担い手が不足し、主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら農地の流動化、作業受委託等により、担い手の確保・育成も行う集落営農を推進し、経営の熟度に応じて特定農業団体等へと誘導する。

(3) 五條・吉野地域

北部の中山間地域では、国営開発農地を中心に、果樹・野菜・花き花木類及び畜産等を基幹とした農業が展開されており、特に柿、梅においては全国屈指の産地を形成している。

集約型農業においては、高収益、高付加価値作目の積極的な導入も視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を生かした都市農村交流活動など新しい農業の展開を誘導する。

しかし、一部地域では農村人口の減少もあり、地域農業の担い手が不足する地域も見られる。そのような地域では、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業を育成し、それら経営の熟度に応じて法人化への移行を誘導する。主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら農地の流動化、作業受委託等により、担い手の確保・育成も行う集落営農を推進する。

一方、全国屈指の美林を形成している南部の山村地域においては産業の中心は林業となっており、農業規模は零細で自給的色彩が強く、規模拡大を図ることが困難である。

そのような状況の中で、地域の気象特性、豊かな水資源など地域資源を活用したワサビ、山菜、きのこ、薬草や花き花木類等の特産物の生産振興及び加工・販売体制の整備が図られている。今後は、高付加価値作目の積極的な導入を進めるとともに、農業者の合意を基に農林業の労働配分の適正化を進め、担い手の育成・確保を図る。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に優良事例等を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

[個別経営体]

主 穀 経 営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
平坦大規模 主穀	<作付面積等> 水稲 <sup>キ</sup> 刈 300a 水稲 <sup>ヒ</sup> 刈 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥 ・調整受託 600a 小麦 800a 大豆 200a  <経営耕地面積> 1,600a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・生産調整の達成のため小麦の導入。 ・小麦あと大豆の導入。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
平坦大規模 水稲	<作付面積等> 水稲 <sup>キ</sup> 刈 300a 水稲 <sup>ヒ</sup> 刈 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥 ・調整受託 600a  <経営耕地面積> 800a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・作業受託による機械の有効利用。		
中山間大規模 水稲	<作付面積等> 水稲 <sup>キ</sup> 刈 300a 水稲 <sup>コ</sup> 刈 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥 ・調整受託 600a  <経営耕地面積> 800a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ 育苗ハウス 5a <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・平坦地域での作業受託による機械の有効利用。		

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (11~12月どり)	<作付面積等> アスカルビー 11月どり 20a 12月どり 20a <経営耕地面積> 50a	<資本装備> パイプハウス 40a 育苗ハウス 10a 夜冷育苗施設 一式 トラクター 15ps 暖房機7.5万kcal 4台 <その他> ・複数作型の導入による作業ピークの分散。 ・夜冷育苗による作期の前進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
イチゴ専作 (高設栽培)	<作付面積等> アスカルビー 高設栽培 40a <経営耕地面積> 48a	<資本装備> パイプハウス 40a 育苗ハウス 8a 高設ベンチ 40a分 トラクター 15ps 温湯暖房機 4台 <その他> ・軽作業化のため高設ベンチの導入。		
イチゴ専作 (章姫)	<作付面積等> 章姫 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a トラクター 20ps <その他> ・品種等の選択による低コスト生産。		
イチゴ+ トマト	<作付面積等> イチゴ 12月どり 30a トマト 半促成 30a <経営耕地面積> 33a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 3a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・育苗の改善による生産の安定 ・接ぎ木苗の導入		
ナス専作	<作付面積等> 夏秋ナス 30a 半促成ナス 20a 水稲 50a <経営耕地面積> 100a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・夏秋ナスは水稲と輪作して連作障害を回避する		

施設軟弱 (ホウレンソウ +ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 120a ミズナ 10a <経営耕地面積> 30a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・ホウレンソウは年間 4作 ・季節に合った品種の 導入		
シロナ専作	<作付面積等> シロナ 160a <経営耕地面積> 20a	<資本装備> パイプハウス 20a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・シダテープの採用によ る間引きの省力化		
ネギ専作	<作付面積等> 葉ネギ 270a <経営耕地面積> 90a	<資本装備> 育苗ハウス 1a トラクター 20ps 移植機 1台 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・移植栽培による年3 作栽培		
<b>果 樹 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ専作	<作付面積等> ハウスカキ 早期加温 20a 普通加温 40a 露地カキ 刀根早生 90a 平核無 40a 富有 120a <経営耕地面積> 310a	<資本装備> 鉄骨ハウス 60a スピートスプレー 1台 温風暖房機 6台 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・スピートスプレー等の省 力化機械の導入	・複式簿記記帳 の実施による 経営と家計の 分離。 ・青色申告の実 施。	・家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇 用の確保。
カキ・ウメ 複合	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生 120a 平核無 40a 富有 240a ウメ 100a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> スピートスプレー 1台 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・スピートスプレー・乗用 モア等の導入による 規模拡大		

<p>カキ・ウメ 複合+ハウス カキ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ハウスカキ 普通加温 30a 露地カキ 刀根早生 100a 平核無 30a 富有 160a ウメ 90a &lt;経営耕地面積&gt; 410a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨ハウス 30a スピードスプレー 1台 温風暖房機 3台 倉庫・作業舎 100㎡ &lt;その他&gt; ・スピードスプレー・乗用 モア等の導入による 規模拡大</p>
<p>カキ・ウメ複 合+キウイフ ルーツ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ハウスカキ 普通加温 30a 露地カキ 刀根早生 100a 平核無 30a 富有 160a ウメ 90a キウイフルーツ 30a &lt;経営耕地面積&gt; 440a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨ハウス 30a スピードスプレー 1台 温風暖房機 3台 倉庫・作業舎 100㎡ &lt;その他&gt; ・品目の適切な組み合 わせによる労力・機 械等の有効活用</p>
<p>カキ・ウメ複 合+モモ</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 露地カキ 刀根早生 100a 平核無 40a 富有 200a ウメ 60a モモ 40a &lt;経営耕地面積&gt; 440a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; スピードスプレー 1台 倉庫・作業舎 100㎡ &lt;その他&gt; ・品目の適切な組み合 わせによる労力・機 械等の有効活用</p>
<p>ナシ専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ナシ 幸水・豊水 20a 二十世紀 70a 新高 10a &lt;経営耕地面積&gt; 100a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 果樹棚 100a スプリンクラー 100a スピードスプレー 1台 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・直売等による安定販 売</p>
<p>赤ナシ専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ナシ 幸水 40a 豊水 10a &lt;経営耕地面積&gt; 50a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 果樹棚 50a スプリンクラー 50a スピードスプレー 1台 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・全量直売による有利 販売</p>
<p>ブドウ専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ブドウ 巨峰加温 50a テラウエ加温 80a テラウエ無加温 20a &lt;経営耕地面積&gt; 150a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 波状型ハウス 150a スピードスプレー 1台 温風暖房機 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・作型・品種の適切な 組み合わせ</p>

イチジク専作	<作付面積等> イチジク 加温 40a 無加温 20a 露地 20a <経営耕地面積> 80a	<資本装備> パイプハウス 60a 温風暖房機 4台 倉庫・作業舎 30㎡ <その他> ・作型の適切な組み合わせ		
<b>花 き 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
大中輪ギク	<作付面積等> 輪ギク ハウス 30a 露地 50a チューリップ15a <経営耕地面積> 80a	<資本装備> パイプハウス 30a トラクター 20ps 畝立てマルチャー1台 選花機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・省力機械の導入 ・品種組み合わせによる長期出荷	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・雇用の積極的な導入
小ギク	<作付面積等> 小ギク ハウス夏ギク10a 露地秋ざし 30a 露地春ざし 80a ハウス電照 10a <経営耕地面積> 120a	<資本装備> パイプハウス 10a トラクター 20ps 畝立てマルチャー1台 選花機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・省力機械の導入 ・ハウスの有効利用		
バラ切花 (RW)	<作付面積等> バラ 40a <経営耕地面積> 40a	<資本装備> 鉄骨ハウス 40a ロッカーシステム 40a 温風暖房機 4台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・周年収穫による労力分散と単価の安定 ・改植労力の軽減		
バラ切花 (土耕)	<作付面積等> バラ 60a <経営耕地面積> 60a	<資本装備> 鉄骨ハウス 60a トラクター 20ps 温風暖房機 6台 選花機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・周年収穫による労力分散と単価の安定		

鉢花 (シクラメン 中心)	<作付面積等> シクラメン5号鉢 20a ベゴニア 10a ペチュニア 10a <経営耕地面積> 20a	<資本装備> 鉄骨ハウス 20a 底面吸水ベンチ 20a 温風暖房機 2台 用土混合機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・灌水の省力化 ・裏作として花壇苗の導入
花壇苗専作	<作付面積等> 花壇苗 パンジー 30a ベゴニア 10a ペチュニア 18a マリゴールド 16a サルビア 14a <経営耕地面積> 30a	<資本装備> 鉄骨ハウス 30a ボタイングマシン 1台 フロントローダー 1台 用土混合機 1台 播種機 1台 温風暖房機 2台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・施設の年3回転利用 ・省力機器の導入
球根切花 (アイリス中 心)	<作付面積等> アイリス 30a スカシユリ 15a グラジオラス 15a フリージア 10a <経営耕地面積> 60a	<資本装備> パイプハウス 60a トラクター 20ps 冷蔵庫 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・優良球根の導入 ・球根冷蔵時期の調整による長期出荷

### 茶 経 営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
荒茶 (共同工場)	<作付面積等> 茶 450a <経営耕地面積> 450a	<資本装備> 製茶工場建物 400㎡ 製茶機械 120kg 乗用型摘採機 1台 防霜扇 450a 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・3戸共同と補助事業導入による機械等償却費低減	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
生葉 (FA工場)	<作付面積等> 茶 400a <経営耕地面積> 400a	<資本装備> 乗用型摘採機 1台 防霜扇 400a 倉庫・作業舎 100㎡ <その他> ・生葉売りによる製茶工場償却費の低減		

## 畜産経営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<作付面積等> 経産牛 40頭 飼料作物 イタライ 75a スーダングラス 75a <経営耕地面積> 75a	<資本装備> 搾乳牛舎 500㎡ パイラインカー 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps <その他> ・自給飼料の確保 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・雇用の積極的な導入
肉用牛	<作付面積等> 肉用牛 200頭 飼料作物 イタライ 75a スーダングラス 75a <経営耕地面積> 75a	<資本装備> 肥育牛舎 1,000㎡ 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps <その他> ・自給飼料の確保 ・効率的飼養管理		
採卵鶏	<作付面積等> 成鶏 12,000羽 <経営耕地面積> -	<資本装備> 成鶏舎 1,340㎡ 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式 <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		

### [組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織 (水稻+小麦)	<作付面積等> 水稻作業受託 耕起 1500a 代掻き 1000a 田植 1000a 収穫 1200a 乾燥調整 1700a 小麦作業受託 500a <経営耕地面積> -	<資本装備> トラクター30ps 2台 施肥田植機6条 2台 コンバイン4条刈 2台 乾燥機3t 3台 倉庫・格納庫 150㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整の達成のため小麦の導入	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入
集落営農組織 (水稻)	<作付面積等> 水稻作業受託 育苗 3600a 耕起 1500a 代掻き 1500a 田植 1500a 収穫脱穀 4000a <経営耕地面積> -	<資本装備> トラクター30ps 3台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈 1台 <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整の達成のため小麦の導入。 ・小麦あと大豆の導入。		

(組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として 記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。)

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(経営体)の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標はおおむね次に掲げる程度とする。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標</p>	<p>その他</p>
<p>面積シェア20%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農用地が分散状況になっている現状を踏まえ、農地集積円滑化団体の設置を促進し、利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	<p style="text-align: right;">ha</p> <p>目標年度における農用地面積予測値 20,000 (利用集積目標面積 4,000)</p>

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

#### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と、第3で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェア及び面的集積の目標の達成を図るためには、より一層、農地の流動化を推進する必要がある、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、関係各課、普及組織、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を整備するとともに、奈良県農業会議、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、奈良県農業振興公社との間で奈良県担い手育成総合支援協議会を設置する他、奈良県土地改良事業団体連合会、営農連絡協議会等関係団体と相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(1) 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

(2) 農用地利用改善事業に関する事項

農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営の農用地利用の集積を進めるため、土地利用型農業が主である集落を中心に農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

(3) 農作業受委託等促進事業等に関する事項

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、重点的、効果的な実施を図る。

(4) 指導、推進体制の整備

普及組織等の県内の指導機関においては、市町村、農業委員会、農業協同組合等、およびこれらを構成員として設立される地域段階での担い手育成に関する協議会、農地利用集積円滑化団体等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、更に小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。更に、経営指導を担当する者の養成、農業生産法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

(5) 農用地の利用集積

地域の実情に合った規模のほ場整備の推進と併せて集団化した農地の利用条件の改善を推進するため、基盤整備事業等の積極的な導入、集落農地の効率的利用のための土地利用調整の推進、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の担い手である認定農業者等への農用地の利用集積を促進する。

2 都道府県の区域を事業実施区域としての農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

(1) 事業実施主体

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人奈良県農業振興公社とする。

## (2) 事業内容

奈良県農業振興公社は、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施するものとする。

- ア 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ウ 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
- エ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
  - ① 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資
  - ② アからウまでに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は①の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資
- オ 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

## 3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的事項

### (1) 農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針

本県では担い手の経営農地は面的にまとまっておらず、今後、農地の利用集積を進める上で、担い手にとって使い勝手がよく、規模拡大のメリットが最大限活かせるよう、面的集積が求められている。

そのため、農地の効率的な利用に向け、農地利用集積円滑化事業の適切な実施を確保するため、県下の市街化区域及び森林地域等を除いた全域で事業を展開すること基本とする。

また、県下の基本構想を策定している全市町村において農地利用集積円滑化事業が行われるように、市町村に対し、市町村基本構想への位置づけ、農地利用集積円滑化団体の選定等について必要な助言・支援等を行う。

### (2) 関係機関及び関係団体との連携の確保

本県は、関係各課、普及組織、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を整備するとともに、奈良県農業会議、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、奈良県農業振興公社、奈良県土地改良事業団体連合会、営農連絡協議会等関係団体と相互に十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講ずる。

特に奈良県農業振興公社においては、これまで蓄積された農地の賃貸借のノウハウを活用して、農地利用集積円滑化団体への指導・助言を図る。

### (3) 農地利用集積円滑化事業の推進のための諸施策

本県は、市町村において農地利用集積円滑化事業が円滑に実施できるよう、農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、事業の啓発普及のための説明会の開催等に努める。

附則

- 1 この基本方針は、平成6年2月28日制定
- 2 平成12年4月4日改正
- 3 平成18年3月31日改正
- 4 平成22年3月12日改正